

『呂氏春秋』から『羊』『鷄猫』まで

田口和夫

狂言『牛盜人』・『鷄猫』は、「動物を盗んだ父親を子が訴え、罰せられそうになつた父親を訴えた子が救う」という共通のプロットを持つ。当然「どちらかから他の曲が作られたらしい」(狂言辞典事項編)と考えられていた。両曲とも孝子が活躍するので、演技力のあるしつかりした子方がいる時期には舞台にかけられることが多い。

まず『鷄猫』について考える。伝わる台本は少なく、江戸前期のものは大蔵虎明本のみである。大蔵流では八右衛門派に伝承されており、江戸中期の宮島の伊藤源之丞本も古い。和泉流では中期の明和中根本・波形本が古い。鶯流では安政頃の野中本に下る。柏崎女谷の綾子舞にも『唐猫』として伝承されている。

従つてこの曲の成立の問題を探るには最古の虎明本を検討する必要がある。なお伊藤源之丞本はほとんど虎明本と変わらない。

適宜段落を切つて虎明本の内容を記す。

①いよ(伊予)の国の住人かうの(河野)の某登場、秘藏の猫を失い、知らせた者には「く

んこうはこうによるべし」と高札を打ち、太郎冠者に取次ぎを命じる。

②藤三郎の子登場、親が猫を殺したので、余人からの訴えでは一門の迷惑、某申上げ勲功に親の命を申し受けようと言つて訴える。

③河野は太郎・二郎冠者に捕縛を命じる。

④太郎・二郎は藤三郎の所へ行き、抵抗する藤三郎を捕えて連れて来る。

⑤河野が尋問し、藤三郎は否定する。子を呼ぶ。子は高札の表を確認した上で対決し、認める。藤三郎は秘藏する鶏を猫が取つたので殺し、隠し埋めたと告白する。

⑥藤三郎はある子は「親のために敵、殿のためには忠だ」と言い、子は敵だと言い張る。

⑦河野は処刑しようとし、子が命乞い、河野

がそれでも処刑しようとし児はけいやうこくの羊の故事を語り、自分から先に殺せと願う。

⑧河野は道理を認め、我が親の十三年に当たるからと助ける。親子は謡いで嬉しく帰る。

和泉流はプロットは同じものの、いくつか設定が変わり、中根本によれば、隱岐国との何

某が秘藏の唐猫を失う。殺したのは形部三郎で、猫は表(波形本は背戸)の畑に埋めた、とあり、狂言集成が引く八右衛門本とほぼ一致する。虎明本→八右衛門派→和泉流という影響関係が存在していたと見られる。

なお、和泉流固有曲『牛盜人』は鳥羽の離宮の法皇の牛を盗んだ兵庫三郎という設定で、後の進行は『鷄猫』に類似する。この中に語られる語りは虎明本『牛ばくろう』(牛博勞の

売ろうとした牛が何某の盜まれたものと言われ、盗んでも子細無いという語りをするが、取り返される)の中で演じられる二つの語りの後半のものであり、『牛ばくろう』とほとんど同じプロットである和泉流天理本の『牛盜人』にも見える。『牛ばくろう』・『牛盜人』とも、そのままの形では伝承されず、廢曲となる。おそらく、同じく牛を取り返すプロットを持ち、より迫力のある語りを持つ『横座』に吸收されたのであろう。和泉流では『牛盜人』という曲名と、その後半の語りのみを生かし、『鷄猫』の筋立てを拝借して新たに『牛盜人』が作られたと推測される。

『鷄猫』が能『羊』(廢曲)によつて作られた事は、早く横道萬里雄氏「能と狂言」(解釈と鑑賞)昭28・8)が指摘されている。次に『未刊謡曲集』11所載の『羊』によるプロットを載せたが、①⑤⑨⑩⑪が『鷄猫』と共通で基本的筋立ての一一致が確認できよう。

①ワキ震旦けいやう(荊陽)國の臣下登場、帝

秘蔵の羊が失せたので高札を立てる。アイ触れ。

②かうせう（孝章・向上）の子かうはく（孝伯・高・向）登場、父母を見舞いに帰国する。

③かうはく、帝の羊を盗んだ者を奏聞すれば「勸賞（勲功）は請によるべし」と高札にあるのを見る。

④家に着き、シテ父と対面、父が羊を盗んで売り、命を継いだことを知り、仏詣と称して出かける。父は涙ながらに見送る。

⑤子はかうせう夫婦が羊を盗んだと訴え、ワキは子を花林殿に置き、姥を車に乗せ老人に引かせて、追立てて来いと官人に命じる。

⑥（アイ官人触れ。土車に姥を乗せ祖父に引かせ、仕丁官人に追立て参れ。）

⑦シテ・ツレ嘆き、追われながら内裏に着き、姥を車から降ろす。

⑧ワキとシテ問答。シテは罪を認め、仏詣の子に会いたいと願う。

姥は訴人を見たいと願い、シテが見て子と知り、姥には隠そうとする。

⑨姥は強いて見て、子と知る。シテも認め、子に恨みを云う。クセ

⑩ワキは処刑しようとし、子は夫婦の命を乞う。ワキが不審し、親子であることを知るが赦さない。子は助けるための謀と云う。

⑪ワキは誠の孝行と感じ、君も助けよとの宣旨あり、親子うれしく謡い留める。

〈羊〉の孝子は子供ではない。狂言では、虎

明本（鷄猫）のキリ謡に「父なにがしをかけ」であることから、北川忠彦氏は「今のように少年ではなく、年輩の者が勤めていたのではないか」とされる。それならば、いよいよ〈羊〉に近かつたことになる。

狂言の曲名「けいめう」も狂言の場「伊予」も「ケイヨウコク」からの連想ではないだろうか。伊予ならば天正期まで土着していた有名な河野氏がいる。こんな事が作者のヒントになつたと想像される。虎明本（源之丞本）の『鷄猫』は北川忠彦氏（日本古典文学全集『狂言集』頭注）、池田廣司・北原保雄氏（虎明本翻刻頭注）が「候体」で、能に近い文体を持つことを指摘されている。なるほど虎明本の文体は狂言というより、むしろ「狂言能」と言うべきものであり、北川氏の指摘通り狂言が能に近い場合があつた例となろう。

〈羊〉については『未刊謡曲集』の田中允氏の各曲解題が詳しい。『別冊国文学能・狂言必携』に『論語』子路篇の展開・『注文』に近江能。『自家』に「江州へ遣」と注するよう、近江猿樂等で演じられていた。ここでは典拠について考える。『論語（子路篇）』には「葉公孔子に語」つた事として「吾が党に躬を直ぐする者あり。其の父、羊を攘みて、子之を証す」という話を載せる。孔子はそのような子のあり方を否定しているのだが、話としてはそれだけのものである。論語の諸注の解釈もこの話の範囲を出ない。しかし、こ

れでは典拠として完全ではない。諸注はこの同話・類話として「韓非子・淮南子・呂氏春秋」を引いている。「淮南子（氾論訓篇）」は論語そのまま、「韓非子（五蠹篇）」は「宰相は之を殺せと云う。君に對して正直だが、父に對しては曲（不誠実）だからという。とらえて死罪にした」という結果で、やや発展している。

「呂氏春秋」卷十一仲冬紀当務篇は話が長くなり、父の助命までを含む。

楚に直躬なる者有り。其の父、羊を竊む。而して之を上に謁ぐ。上、執とらへて將に之を誅せんとす。直躬なる者、之に代らんと請ふ。將に誅せんとす。吏に告げて曰く、「父羊を竊み而して之を謁ぐ。亦信ならずや。父誅せられ而して之に代る。亦孝ならずや。信且つ孝にして之を誅す。國將に誅せざる者有らんとせんか」と。荊王、之を聞き、乃ち誅せざる也。孔子、之を聞きて曰く、「異なる哉、直躬の信を為すや。一父にして載ふたたび名を取りり」と。故に直躬の信は、信無きに若かず。（卷十一當務篇）

能（羊）がこの段階を典拠として発展させたものであることは、ほぼ確実であろう。従つて論語→呂氏春秋→能（羊）→狂言（鷄猫）→狂言（牛盜人）という影響関係が想定できる

ことになる。

（文教大学教授）